

公募型プロポーザル方式による尾鷲市体育文化会館及び中央公民館
耐震・長寿命化工事実施設計業務の委託業者選定に関する参加業者募集要領

尾鷲市が実施する公募型プロポーザル方式による尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務の委託業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和6年5月30日

尾鷲市長 加藤 千速

1. 本業務の目的

尾鷲市の公共施設について、建設から数十年経過し老朽化が進んでおり、今後の維持・管理・更新が課題となっています。

特に現在、耐震診断結果から使用中止となっている体育文化会館については、市のスポーツ施設の利用者状況から、全体の約40%が利用している屋内スポーツの中心的な施設であり、現在の施設規模を維持した整備により、市民の皆さまへの安全・安心で快適なスポーツやレクリエーション環境を提供するとともに、スポーツ振興と健康増進を推進していくため、早期の使用再開を目指しています。

また、中央公民館についても耐震診断の結果、耐震性が基準を満たしておらず、老朽化が進んでおり、加えて教育委員会事務局などが配置されている体育文化会館に隣接する庁舎別館の老朽化も鑑み、体育文化会館と中央公民館の耐震・長寿命化を図り、庁舎別館機能を改修後の両施設へ集約・複合化することとなりました。

そこで、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計を公募型プロポーザル方式により委託先を選定することとし、本募集要領において必要な事項を定めるとともに、各業者の実績、体制及び業務内容に対する技術提案内容等を審査することにより、本業務の内容に最も適した者を選定することを目的とし、プロポーザルを実施するものです。

2. 業務の概要

(1) 業務名

尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務

(2) 業務場所

三重県尾鷲市中村町地内

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期限

契約の日から令和7年3月31日までとする。

(5) 予算額

本業務に係る契約額は、29,550千円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

3. 担当部署

尾鷲市 教育委員会 生涯学習課

〒519-3616 三重県尾鷲市中村町10-41

TEL : 0597-23-8293 FAX : 0597-22-0080

メールアドレス : syougai@city.owase.lg.jp

4. 全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

別紙1のとおり

5. 参加資格要件

(1) 本業務のプロポーザルに参加するものは、参加書類提出日から、本業務委託契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たす単独企業又は、特定建築設計共同企業体(以下、「共同企業体」という。)の共同施工方式とし、結成にあたっては構成員が自主的に結成するものとします。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 単独企業及び共同企業体の構成員は、建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録があること。

ウ. 単独企業及び共同企業体の代表者は、イの登録に係る建築士事務所において、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)を恒常的に雇用しており、その所在地は、日本国内であること。

エ. 共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員又は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

オ. 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖を受けていないこと。

カ. 尾鷲市建設工事指名停止措置要領(以下「資格停止措置要領」という。)に基づく資格停止措置期間中でないこと。

キ. 日本国内で建設工事等に係る資格(指名)停止措置を受けていないこと。

ク. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものではないこと。

ケ. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生

手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- コ. 管理技術者として、一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- サ. 意匠主任技術者として、一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- シ. 構造主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- ス. 電気設備主任技術者として、一級建築士、建築士法第 10 の 2 条第 4 項に規定する設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）又は建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有する者を 1 名配置できること。
- セ. 機械設備主任技術者として、一級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を 1 名配置できること。
- ソ. 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は兼ねることはできないものとする。ただし、設備設計一級建築士が電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者である場合には、他の設備主任技術者を兼ねることができるものとする。
- タ. イの所属する一級建築士並びにコ、サ及びシで配置する技術者は、参加申込時において所属する事務所等と 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

(2) 協力者（協力事務所）

「参加申込書類」を提出する者は、本業務に関する専門分野（管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者を除く。）について、協力者（協力事務所）を加えることができます。

ただし、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する建築士事務所等は、(1) の資格要件に関わらず、本プロポーザルにおける参加資格を有しません。

なお、協力者（協力事務所）は、(1) のア、オ、カ、ク及びケの要件を満たしていなければなりません。

6. 計画施設の概要

- (1) 施設名称 尾鷲市体育文化会館及び中央公民館
- (2) 用途 体育館・公民館
- (3) 建設予定地 三重県尾鷲市中村町地内
- (4) 敷地面積 体育館：4,092.00 m²、中央公民館：3,572.48 m²
- (5) 延床面積 体育館：2,493.3 m²、中央公民館：2,621.6 m²
- (6) 構造 建築基準法等関係法令に適合したもの
- (7) 概算工事費 10 億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

7. 参加申込書類の提出場所、提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

- ア. 参加表明書（様式第1号）
- イ. 会社概要（様式第2-1号）
- ウ. 特定建築設計共同企業体参加申請書（様式第2-2号）
- エ. 委任状（様式第2-3号）
- オ. 特定建築設計共同企業体協定書（様式第2-4号）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和6年6月14日（金）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※書留郵便は、期間内必着とする。

(4) 提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便（簡易書留も可）により提出してください。

(5) 提出部数

正本、副本 各1部

商号又は名称及び代表者指名の記入及び社印を押印したもの。なお、提出書類の体裁は、A4サイズ、ホッチキス留めを行わずクリップ等により留めるものとし、すべてにページ番号を付してください。印刷のカラー、白黒は問いません。

8. 第1次審査用技術提案書に関する質問の提出場所、提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

- ア. 質問書（様式第3号）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和6年6月7日（金）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

第1次審査用技術提案書に関する質問については、電子メールによること。（午前9時から午後5時の間に電話により3. 担当部署まで受信確認をすること。）

なお、電話又は口頭による質問は受けません。

(5) 回答方法

質問を受理した日から土曜日、日曜日及び祝日を除く3日以内に質問内容とその回答を尾鷲市ホームページ（<http://www.city.owase.lg.jp/>）に掲示します。

9. 第1次審査用技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法等

参加表明書（様式第1号）を提出された本プロポーザルへの参加申込者（以下「提案者」という。）は、次の各号により技術提案書を作成して提出してください。

(1) 提出書類

- ア. 技術提案書（様式第4-1号及び第4-2号）
- イ. 業務実施体制（様式第5号）
- ウ. 事務所の同種又は類似業務実績・過去の受賞実績（様式第6号）
- エ. 【管理技術者】の経歴等（様式第7号）
- オ. 【意匠主任技術者】の経歴等（様式第8号）
- カ. 【構造主任技術者】の経歴等（様式第9号）
- キ. 協力者（協力事務所）の名称等（様式第10号）
- ク. 事務所の業務実績が確認出来る書類の写し（パブディス、テクリス等の写し、業務委託契約書、完成認定書等の写し等）
- ケ. 事務所の受賞実績が確認出来るものの写し（賞状、掲載された雑誌等）
- コ. 各配置予定技術者の当該免許証等の写し及び3ヶ月以上の雇用を確認出来る書類等の写し
- サ. 各配置予定技術者の実績が確認出来る書類の写し（パブディス、テクリス等の写し、業務委託契約書、完成認定書等の写し等）
- シ. 見積書（A4版任意様式）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

公告日から令和6年6月24日（月）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※書留郵便は、期間内必着とする。

(4) 提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便（簡易書留も可）により提出してください。

(5) 提出部数

正本 1部

副本 10部

なお、提出書類の体裁は、A4サイズ、ホッチキス留めを行わずクリップ等により留めるものとし、すべてにページ番号を付してください。印刷のカラー、白黒は問いません。

ただし、見積書は別冊とし、商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを2部提出してください。

(6) その他

技術提案書等の作成にあたっては、別添「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務に係る公募型プロポーザルの評価基準及び提案書類等作成要領」を確認してください。

10. 第2次審査用技術提案書に関する質問の提出場所、提出期間及び提出方法等

(1) 提出書類

ア. 質問書（様式第3号）

(2) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(3) 提出期間

第1次審査結果通知日から令和6年7月22日（月）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 提出方法

第2次審査用技術提案書に関する質問については、電子メールによること。（午前9時から午後5時の間に電話により3. 担当部署まで受信確認をすること。）

なお、電話又は口頭による質問は受けません。

(5) 回答方法

質問を受理した日から土曜日、日曜日及び祝日を除く3日以内に質問内容とその回答を尾鷲市ホームページ（<http://www.city.owase.lg.jp/>）に掲示します。

11. 第2次審査用技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法等

第1次審査による選定通知書により選定された提案者は、次の各号により技術提案書を作成して提出してください。

(1) 技術提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化を実現するため、設計方針等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求める設計競技（設計コンペ）とは異なります。

設計業務は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ行うこととなります。そのため、本要項及び別添「評価基準及び提案書類等作成要領」において記載の許された表現以外を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意してください。

(2) 提出書類

ア. 第2次審査用技術提案書（様式第11号）

イ. 技術提案書（様式第12号から様式第13-3号）

(3) 提出場所

「3. 担当部署」に同じ

(4) 提出期間

第1次審査結果通知日から令和6年8月19日(月)の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※書留郵便は、期間内必着とする。

(5) 提出方法

提出期間内に持参又は書留郵便(簡易書留も可)により提出してください。

(6) 提出部数

正本 1部

副本 10部

なお、提出書類の体裁は、A4サイズ、ホッチキス留めを行わずクリップ等により留めるものとし、すべてにページ番号を付してください。印刷のカラー、白黒は問いません。

(7) その他

技術提案書等の作成にあたっては、別添「尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事実施設計業務に係る公募型プロポーザルの評価基準及び提案書類等作成要領」を確認してください。

1.2. 第1次審査(書類審査)

提案者から提出された技術提案書をプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)が評価基準に基づき審査し、上位の概ね5者を第2次審査の対象となる提案者として選定します。委員会は令和6年7月3日(水)を予定しています。なお、第1次審査については、提案者の出席は必要ありません。

選定の結果については、技術提案書を提出したすべての者に書面により通知します。

なお、通知は、令和6年7月9日(火)に発送予定です。

1.3. 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第2次審査の対象となる提案者の技術力、本業務に対する意欲や理解度及び技術提案書に関する内容をより理解するため、プレゼンテーション及び提案者に対するヒアリングを実施し、第1次審査の評価点を含めた総合得点により、本業務の契約交渉相手方を選定します。

(1) 審査方法

審査は選定委員会が実施し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀提案者及び次点者を選定します。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの時間
30分以内のプレゼンテーションの後、約15分の選定委員会委員による質疑を行います。準備・撤収作業は合計10分以内とします。
- (3) 実施日時等
令和6年9月2日(月)を予定しており、実施場所や時間等については、第1次審査による選定通知書(様式第14号)で確認してください。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリング出席者
配置予定の管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者は出席必須とし、合計5名以内が会場へ入室できます。
- (5) 審査結果
審査の結果は、書面により通知します。また、尾鷲市ホームページ上においても公表を行います。
なお、通知は、令和6年9月9日(月)に発送予定です。
- (6) 非特定理由についての説明
審査結果に関する非特定理由についての説明は、通知書に記載の日までに行うこと。
- (7) その他
ア. ヒアリング時の追加資料は受理しません。
イ. プレゼンテーションは、配置予定の管理技術者が中心となって行ってください。
ウ. プレゼンテーションにパソコン、プロジェクターを使用しても差し支えありませんが、映し出す内容は、提出してある技術提案書の内容及びこれを補足するための資料に限ります。映し出す内容が技術提案書の内容から著しく逸脱している場合は、プレゼンテーションを中止する場合があります。
エ. プレゼンテーションでパソコン、プロジェクターを使用した場合は、ヒアリング終了後、映し出した内容の電子データをPDFファイルでCD-Rに格納し、担当部署に提出して下さい。
オ. スクリーンと電源は本市で用意しますが、パソコン、プロジェクター、レーザーポインター等については提案者で準備してください。
カ. 配置予定の管理技術者、意匠主任技術者及び構造主任技術者がヒアリングに出席できない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として失格とします。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、出席できない旨及びその理由について書面(任意様式A4版)で提出し、その理由が妥当であると判断される場合は、失格としません。ただし、この場合のヒアリングの評価点は0点とします。

1 4. 評価基準

(1) 第1次審査（書類審査）

評価項目	評価の着目点	配点
事務所の体制等	技術者数、同種又は類似業務の実績、過去の受賞実績	30
管理技術者の実績等	同種・類似業務の実績、手持ち業務件数	20
意匠主任技術者の実績等	同種・類似業務の実績、手持ち業務件数	20
構造主任技術者の実績等	同種・類似業務の実績、手持ち業務件数	20
見積書	業務コスト	10
合計		100

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

評価項目	評価の着目点	配点
実施方針・実施フロー	業務の理解度、実施手順、その他重要事項	20
技術提案	特定テーマ①、特定テーマ②、特定テーマ③	65
ヒアリング	専門技術力、取組意欲、説明能力	15
合計		100

15. 契約手続き等

(1) 契約交渉相手方等の決定

審査の結果により、最優秀提案者となった者を本業務の契約交渉相手方として、委託契約交渉を行います。その際、尾鷲市入札参加資格者名簿に登録がない場合は、すみやかみ登録を行うこと。

なお、契約交渉相手方に選定された者が契約を締結しなかった場合、またはその他権利を失った場合は、次点者を契約交渉相手方とし、委託契約交渉を行います。

(2) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された技術内容等をふまえ契約交渉相手方と交渉し決定します。

16. 費用負担

参加申込書類及び技術提案書等の作成等に要する費用は、参加者の負担とします。

17. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とします。

- (1) 本要領に定められた参加資格、配置予定技術者等の要件を満たさないとき。
- (2) 本要領に定められた提出方法によらず提案書類等が提出されたとき。
- (3) 本要領に定められた提出期限までに提案書類等が提出されなかったとき。
- (4) 本要領により提出を求められた提案書類等について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた提案書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。その場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (6) 本プロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) 募集要領に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。
- (8) 見積書あるいは見積価格が公募型プロポーザルの評価基準及び提案書類等作成要領 3.(3) 見積書の失格項目に当てはまるとき。

18. その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者が1者のときは、第1次審査及び第2次審査の合計点が、最低基準点（120点）を満たす場合は、その1者を契約候補者として決定する。
- (2) 本プロポーザルの実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた提案書類等に虚偽の記載を行った者は、指名停止等の措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行う場合があります。

- (3) 提案書類等は、提出後の差し替え及び引き替えは認めません。
- (4) 提案書類等の提出書類は返却しません。
- (5) 提出された提案書類等は、審査以外に無断で使用しません。なお、採用された技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (6) 提案書類等に記載した配置予定技術者は、原則として変更を認めません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了承を得なければなりません。
- (7) 参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第 18 号）」を持参又は書留郵便（簡易書留も可）にて提出してください。
- (8) 書類等の作成や手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

別紙 1

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

事項	期日・期間等
参加申込書類の受付 ※持参又は書留郵便による	公告日から令和6年6月14日（金）まで （土・日・祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分）
第1次審査用技術提案書に関する質問の受付 ※電子メールによる	公告日から令和6年6月7日（金）の午後5時00分まで ※回答は尾鷲市ホームページ上に掲示
第1次審査用技術提案書の受付 ※持参又は書留郵便（簡易書留も可）	公告日から令和6年6月24日（月）まで （土・日・祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分）
第1次審査	令和6年7月3日（水）
第1次審査による選定通知書、非特定通知書の送付	令和6年7月9日（火）※予定
第2次審査用技術提案書等に関する質問の受付 ※電子メールによる	第1次審査による選定通知書の到着日から令和6年7月22日（月）の午後5時00分まで ※回答は尾鷲市ホームページ上に掲示
第2次審査用技術提案書の受付 ※持参又は書留郵便（簡易書留も可）	第1次審査による選定通知書の到着日から令和6年8月19日（月）まで （土・日・祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分）
第2次審査（ヒアリング審査）	令和6年9月2日（月）
特定通知書、非特定通知書の送付	令和6年9月9日（月）※予定
契約交渉相手方との随意契約	令和6年9月下旬頃